

「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン（案）」に対する 府民意見等と大阪府の考え方について

「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン（案）」について、次のとおり府民からのご意見等を募集し、これに対する大阪府の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）から令和 8 年 3 月 16 日（月曜日）

募集方法：電子申請・郵送・ファクシミリ

募集結果：9 名から、12 件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの 0 件）。

※「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン（案）」と直接の関係がないご意見（1 件）については掲載を省略させていただきますが、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

※ご意見等は基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体名を特定又は類推できる情報の削除や、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

※以下の回答において、「バリアフリーガイドライン」としている場合には「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」を指します。

No.	意見	大阪府の考え方
1	<p>バリアフリーガイドライン（案）を拝見いたしました。様々な当事者からの意見をまちづくりに反映させるべく、取組を行なっておられることは、非常に大切なことと思います。</p> <p>多様な方々が大阪で生活をしている、または近隣の府県から大阪府に来られることなどを考慮して計画を進めていかれることを切に希望いたします。その際に、多様な利用者と言いつつ、それぞれの困りごとに分けて考えるのではなく、困りごとが重なっている人たちがいるということを常に念頭においてください。セクシャルマイノリティであり、かつ車椅子ユーザーである方もおられれば、視覚障がい者であり、かつセクシャルマイノリティである方もおられます。ろう者であり知的障がい当事者である方もおられます。ろう者や難聴者など聞こえない・聞こえにくい方々は「聴覚」だけに焦点を当てるのではなく、聞こえないことからくる情報の格差に直面させられて日々を過ごしています。緊急時対応として、エレベーターの中でのチャット対応も、無いよりは良いですが、手話話者にとってはチャッ</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>府では、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して自由に出かけられるまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。</p> <p>バリアフリーガイドラインにおいても、その序章において、重複障がいの方を含め、利用者の特性や多様なニーズを理解し、計画・設計に盛り込むことが重要であることや心のバリアフリーの重要性など、誰もがかけられるまちづくりに必要な視点を明示し、府民等の理解促進に努めているところです。引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>

	<p>トが代用にならない方もおられます。大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が制定されていますので、その理念に則り、多様なまちづくりの中に包摂して考えて欲しいです。</p> <p>誰もが安心して自由に出かけられるよう、利用者のニーズを把握し、多様な利用者が参加できるよう、ハード・ソフトの両面からまちづくりを進めるためにも、地域の中にある学校に着目することも大切です。小さい頃から「障がい児」と「障がいのない」児童を分けてしまうことで、多様な方々が身近にいるということを認識できずに大人になってしまいます。街の中で車椅子ユーザーに出会っても、どう接したらいいかわからないという経験になってしまいます。まずは、特別支援学校と地域の学校という形で学校を分けずに、一緒に学ぶ場を作ることも非常に大切と考えます。普段から多様な人が身近にいることがあたりまえな日常生活であれば、コミュニケーションにおいても、まちづくりにおいても、ハードルやバリアを減らすことに直結すると思います。「特別」な人に「特別」な配慮をするという恩恵的な認識ではなくて、誰もが当たり前一人ひとりの人権を尊重されて、安心して大阪府で暮らすことができるような環境整備をどんどん進めていってください。商業施設の事例だけでなく、府民の日常生活を基礎にしてまちづくりをするということは、地域にあるありとあらゆる場所を念頭において進めていくことが長い時間がかかっても安心して生活できる街になることは間違いありません。予算がないというのを理由にせずに、来年度の予算に計上できないなら、再来年度の予算に計上してゆくくらいの積極性を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・P6-9 図6.5 エレベーターの扉が奥にひっこんでいる図になっているが、ドアが閉まりかけのときにドアに手を届かせたい場合や、人とのすれ違いの時に、扉が奥まり過ぎていると、ドアの外の壁面が車いすにあたって邪魔になることがあるので、エレベーター扉は壁面とできるだけ平坦なものが使いやすい。図は誤解を招くのでできれば平坦に描いてほしい。 ・P8-7 図8-6 右図は鏡の下端が洗面器上端になっていない。鏡が高すぎる例が良くあるので、修正願いたい。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご記載いただいた各項目については、以下のとおり考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P6-9：エレベーターについては、通常、構造躯体としての壁や制御装置を格納する空間が必要となることから、扉の側面側に一定の奥行きが発生することはやむを得ないものと考えております。 ・P8-7：鏡の下端は洗面器上端部にできる限り近い位置とすることが望ましいことから、図8.6を修正いたします。

・P8-8 一般便所に近い位置で計画し、利用頻度が高い場合は男女別に設置するとあるが、基本は男女共用で、「男女別にも」という表現にすべきでないか。(にもに修正)

・P10-7 図 10.4 I型手すりは移乗台付近に設けるべきでないか。

・P11-5 図 11.4 上記(図 10.4)と同様

・P11-3 図 11.1 車椅子で更衣する場合には、濡れている車椅子に乗って、更衣室のベンチに腰掛け、更衣の後は、乾いている車椅子に乗りかえる必要がある。したがって、更衣ブースは 150 径あれば十分なのでなく、本来は、濡れている車椅子から乾いている車椅子に乗り換えるスペース(車椅子 2 台が入る空間 1 台はたたんでいても可)が必要である。それが無い場合には、更衣室のすぐ前に車いす置き場を設置し、介助者が入れ替えることが必要となる。できるだけ車椅子の乗り換えスペースの確保が望ましい旨を記載いただきたい。

・P11-4 図 11-3 上記(図 11-1)と同様

・P14-6 「案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室等、利用頻度が高い場所まで誘導する。」の解説に、公共交通機関の乗り換え連絡ビルの場合にはビル内の主な経路に点字誘導ブロックの敷設が望ましいことも記載いただきたい。

・P21-6 「車椅子使用者や座面の高いいすを使えない人に配慮し、カウンター席には可能な限り車椅子対応のローカウンター席も設ける。」は配膳カウンターに位置づけられているが、趣旨からして、飲食店舗の座席の項目に位置づけてほしい。

・P21-8 「視覚障がい者が、係員の所在を用意に把握できない場合に備え、」は誤変換でないか。容易に修正すべき。

・P8-8:本基準は、『利用頻度が高い建築物等においては、車椅子使用者用便房を複数設置し、誰もが使いやすいようにすること』を求める基準であり、ご意見を踏まえ、「男女別に設置する」を「複数設置する」として明確化いたします。

・P10-7:移乗の際にも縦型手すりがあることでスムーズな利用につながることから、図 10.4 を修正し、移乗台側にも手すりを追記いたします。

・P11-5:移乗の際にも縦型手すりがあることでスムーズな利用につながることから、図 11.4 を修正し、移乗台側にも手すりを追記いたします。

・P11-3,P11-4:P11-2 に「車椅子使用者の脱衣は、着脱用ベンチ(長さ 180cm 以上、幅 60cm 以上、高さ 40cm~45cm 程度)を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮する。」ことを記載しています。ご意見を踏まえ、当該基準の解説に「濡れている車椅子から乾いている車椅子への乗り換えが必要となる場合があることにも留意し、十分な空間を確保することが望ましい」旨、追記いたします。

・P14-6:いただきましたご意見につきましては、建築物単体で検討するのではなく、公共交通機関やそこから繋がる施設までの経路など、面的・一体的に検討していくことが重要と考えています。このため、序章-24,25「連続したバリアフリー整備」において考え方を示しておりますが、「視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」についても追記いたします。

・P21-6:ご意見を踏まえ、記載箇所を修正します。

・P21-8:誤記ですので修正いたします。

<p>3</p>	<p>本編について</p> <p>2-2、出入口までのアクセスについて、ピロティ形式の建物のエレベーター設置については推奨ではなく義務の項目にするべきではないか。エレベーターが無ければ施設の形態から考えて車椅子のユーザー等は利用が著しく制限されてしまう。ピロティ形式の飲食店は駐車場を抱えたある程度の規模があるものが多く、他のバリアフリー基準が適応されるだろうが出入口が使えなければ意味が無くなる。エレベーターを義務基準にして整合性をとるべき。</p> <p>4-2、設置位置について、障がい当事者としては最近の大型施設のエレベーターの混雑率が気にかかる。その対策として人の動線に階段とエレベーターを並行して配置し、利用人数を分散させエレベーターの混雑を解消すべきと考える。私はエレベーターホールと階段が近い施設を電動車椅子でよく利用するが、危険を感じたことはない。文章をエレベーターの隣に設置しない、それぞれの入口の角度をずらす等に変えてもよいのではないか。</p> <p>4-7、段差解消機について、呼び出しボタン等の記述があるように施設の従業員が操作をする前提となっている。実際利用してみると小さな階段を上がるのに対し操作をする従業員が来るまでの時間を待つのが長いと感じた。利用者自身が操作できる基準を考えていくべき。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご記載いただいた各項目については、以下のとおり考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階が駐車場、2階が飲食店等のピロティ形式の建物について、一定規模以上の場合には、現行条例においても店内に至る経路のバリアフリー化が義務付けられており、原則としてエレベーターの設置が必要となります。P2-2の当該項目については、エレベーター設置が任意である、既存の建築物においても車椅子使用者等が2階の出入口に容易にアクセスできるよう、後付けて設置した例(図2.1)と併せて、エレベーター等の昇降設備の設置を求めるものとして追記したものです。 ・P4-2については、ご意見を踏まえ、「車椅子使用者等が転落しないよう、エレベーターに近接して階段や段を設けないなど、エレベーターの設置位置に十分配慮する」と修正いたします。 ・P4-7における段差解消機について、一般に公共交通機関等で普及しているものの多くは、平成12年建設省告示第1423号に基づき、かご内において利用者による操作ができない構造となっております。
<p>4</p>	<p>(1) 便所・小便器の間に仕切り板を設置する、個室便房化するなど、プライバシーに配慮する。上記の項目が「推奨」の対象になっていますが、「義務」にしてほしいです。これまでの調査でも、小便器の仕切りを希望する利用者は過半数を超えており、一般的に多くの人々が望んでいることがわかっています。排泄時のプライバシーと心理的安全性、快適性を考えると、現在のない状態が異常であるという認識を持つべきだと思います。調査によっても、すぐ隣に人が来ることによる緊張のため、残尿感を持ったり頻尿になることは結果的にトイレの混雑につながるということが指摘されています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>(1)の義務基準化についてのご意見につきましては、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

<p>(2) 運動施設・更衣室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に1人用の更衣ブースを設置する。 ・プライバシーの確保を必要とする場合を考慮して、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に1人用のシャワールームを設置する。 <p>上記の項目で、性別に分けられていない更衣室やシャワールームの設置についての推奨が入ったことを大変嬉しく思います。この項目に限らないことですが、設置した場合はそのことを積極的に知らせることも併せてガイドラインに入れてほしいです。なぜなら、性別で分けられているため、運動施設を使えない人たちは、運動をするということから長年排除されているため、自分たちが使える施設があることに気づかないからです。障がい者の方もそうだと思いますが、スポーツをすると想定されていないため、施設がなく運動の経験から排除されてきたので、使える施設があるということに普通に暮らしていたら気づけないと思います。例えば、カナダのバンクーバー市では、住民の福祉と健康を向上させるという使命に基づいて、運動施設はあらゆる人を歓迎していることを積極的にアピールしています。良いガイドラインによって、良い施設ができたことは、住民に知れ渡り利用されてやっとその役割を最後まで果たすのではないかと考えます。</p>	<p>(2) について、更衣室やシャワールームに限らず、「設置したことを積極的に知らせること」も重要な視点と考えており、序章-30において、「適切な施設管理」や「バリアフリー情報の提供」について記載をしているところです。引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>5</p> <p>私は電動車イスを使って生活している障がい者です。日常的に電動車イスを使っている立場として、今回は小規模店舗の利用に関して意見を述べさせていただきましたらと思います。</p> <p>上記のことについて、特にコンビニエンスストアやカフェ等にて、本来設置されている棚の横に、さらに陳列台や車輪付きのカート等を並べて商品が陳列されているケースがあります。従来のスペースには入りきらない商品を補うという意図については理解するのですが、それらによって通路の幅が狭くなり通れなかったり、台やケースを車イスの車輪で傷つけてしまうおそれがある時があります。</p> <p>このような台やケースについては極力数を少なくし、車イスやベビーカー等を使っている人も安心して使える店舗にすることにより、今よりもさらに多くのお客さまに利用していただけることにもつながるのではないかと考えます。ご検討よろしくお願いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>P21-3「小規模店舗等」において、「通路には、商品等を置かない。」旨を記載し、設計者や事業者に対して十分なスペースの確保への配慮を求めています。引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>

6	<p>4 階段 手すりについて 4-5 推奨基準として「・手すりは、階段の勾配を感知できるように勾配に合わせて取り付け。波型手すりは使用しない。」この記載について感謝します。波型手すりは、手すりを持ちながら階段移動をする視覚障がい者や、手すりに一定の体重をかけながら階段移動する肢体障がい者にとって、非常に移動しにくいものと言え、不特定多数の方が利用する施設への設置は不適切であると考えます。また、設置されることで、それを避けるため、迂回経路での移動を余儀なくされる障がい者が生まれることが予想されます。これらの理由から、公共交通機関でも、手すりは「直棒」であることが「標準」とされています。バリアフリーガイドラインでも、波型手すりを使用しないことについては、「推奨」ではなく「義務」として頂きたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。義務基準化についてのご意見につきましては、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
7	<p>別冊 当事者参画によるバリアフリー取組事例集（案）について 当事者参画によるバリアフリー化促進の向け、本誌を作成頂きありがとうございます。この資料について、3点意見を述べさせていただきます。 （1）大阪・関西万博や関西国際空港での当事者参画事例、府内や近隣都市での当事者参画事例（しくみ）など、とてもわかりやすくまとめていた。 （2）当事者参画を試みる方々にとって最新の情報がここに掲載されるよう、適宜の更新をお願いしたい。 （3）この資料に習い、府所有の施設についても、ぜひ当事者参画によるバリアフリー化について計画頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 （2）（3）につきましては、今後も必要に応じて、バリアフリーガイドラインの改訂・更新を行うとともに、公共施設、民間施設に関わらず当事者参画によるバリアフリー化の普及啓発を進めるなど、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
8	<p>別冊「みんなが利用しやすいお店づくりに向けて-バリアフリー改修のススメ-」（案）について 府内でのバリアフリー化促進に向け、作成頂き、ありがとうございます。この資料について2点意見を述べさせていただきます。 （1）小規模店舗のほとんどが「既存建築物」である状況から、最も効果的なバリアフリー化促進策として、バリアフリー改修をするための予算補助や、改修した店舗への税制優遇等について、ぜひご検討頂きたい。 （2）（案）P4 下部の「車椅子使用者便房」に関する記載に以下も加筆頂きたい。・車椅子使用者用便房付近の付近には、それ（車椅子使用者用便房、オストメイト等）があることを表示する標識（ピクトグラム）を設け</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 （1）については、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。 （2）については、利用可能なトイレであることが容易にわかるよう、「便房の出入口や戸には、設備や機能を示すピクトグラム等を設置する。」旨を追記いたします。</p>

	る。	
9	<p>序章-33 福祉のまちづくり条例第12条別表基準適合義務対象建築物の用途・規模について</p> <p>ニで規定されている「百貨店やマーケット、コンビニ等物品販売業を営む店舗」において、商品のたなの高さ、奥行を車イス使用者の届く範囲又は車イスのひざ部分が入る欠け込み（高さ・奥行）の基準を入れて頂きたいです。</p> <p>店舗の入口のスロープについても、ゆるやかな傾斜としていただきたい（ゆるやかに自走式車イスも上れるように。）</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>令和7年10月の福祉のまちづくり条例の改正により、小規模な店舗における経路確保（出入口の段差解消等）について義務基準の強化をいたしました。</p> <p>また、店舗における商品棚の高さについては、バリアフリーガイドラインP21-3「小規模店舗等」において記載しているところです。引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
10	<p>5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準（序32）で適合義務又は努力義務対象の「百貨店、マーケット、コンビニ、大型複合店舗、その他物品販売業を営む店舗」について、それまで店長の判断又は一部スーパーで実施している車イス使用者が買い物をし易くするための「買物カゴをひざに乗せられるハートレー」の設置をガイドラインに入れて頂きたいです。</p> <p>大型の場合は車イスとカートが連結する（クリップのベルト付）タイプ、その他のスーパー、コンビニ等は通路巾が狭い為、買物カゴをひざに乗せ回転しなければならず、その他買い物客をよけるたびにカゴの中の商品によるが、カゴが倒れ商品がちらかって、迷惑をかけてしまう為（ソフト面での対応）</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
11	<p>【バリアフリーガイドライン】</p> <p>序章 11～12 心のバリアフリーについて</p> <p>国や大阪府においても心のバリアフリー認定制度の推進をしているとのことであるが、ガイドライン内ではごく簡単な説明がなされているだけのように感じる。ガイドライン内には、参考としてヘルプマークについての紹介やリンクが貼ってあるが、心のバリアフリーについてももう少し詳しく紹介するようにしてみてもどうか。</p> <p>序章 14～15 施設の計画・設計</p> <p>配慮を要する利用者の主な特性の把握について</p> <p>配慮を要する利用者の中で、医療的ケアのある人や補助犬を利用する人に</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご記載いただいた各項目については、以下のとおり考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・序章-11：ご意見を踏まえ、大阪府ホームページ「心のバリアフリー認定推進事業」等へのリンクを追記いたします。 ・序章-14：今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。

についての記述がない。ガイドラインにおいても、これらの人達についてはあまり触れられていないので、文言に盛り込み、個々の理解や必要な配慮をしっかりと把握することが必要に思う。

7 エスカレーター

7-2 放送設備、7-3 案内表示

現在も注意喚起は放送や案内などを用いて行われているが、エスカレーターを利用する際、多くの人がエスカレーター内で立ち止まっている人の横をすり抜けて追い越していく事が当たり前ようになっており、事故につながりかねないような危険な場合も存在する。エスカレーターは基本的に立ち止まって利用するものであることについて、事故防止のためにはこれまで以上に注意喚起を行うことが大切だと思う。ガイドライン内でこれらの対策について触れる必要があるのではないか。

9-4 駐車場

通路について安全に通行できるように、歩車分離するなどの配慮をする、という内容と参照図表が合っていないのではないか。内容からは図表 9.3 が正しいように思う。

21-4 小規模店舗の便所について

バリアフリー改修例集 P4 トイレ バリアフリー改善・改修のポイントについて

最近の小規模店舗内のトイレについて気になることがある。多目的利用のトイレが増えてきているが、その中で、多目的トイレの設置内容に機能を分散させるような概念が理解されておらず、よりトイレ利用の集中を招くような作りのものも存在する。具体的には、多目的トイレ内に男性用小便器が併設されるような作りである。このような作りをするのであれば、機能別に分けたほうが良いものは分けるほうが、一つのトイレに使用が集中してしまうことを防げる。バリアフリー化を進めると同時に機能分散を行うということの重要性にも触れ、効果のない間違ったバリアフリー改修が行われないように、効果のない間違った事例等をあげて注意することが必要に思う。

・P7-2,P7-3：ご意見を踏まえ、エスカレーターの放送設備や案内表示に関する基準の解説において、歩かない旨の注意喚起が行われるよう記載いたします。

・P9-4：参照図表に誤記がありましたので、修正いたします。

・P21-4：便所の機能分散の考え方については、P8-2 において詳しく記載しています。小規模店舗においても踏襲されるよう普及啓発に努めてまいります。

【別冊 みんなが利用しやすいお店づくりに向けて（案）】

自治体には独自にバリアフリー促進のために利用できる制度などが存在する。例えば、茨木市や枚方市では障がい者が店舗等を利用しやすくするための改修費用の助成制度があり、この事例集の中で、このような制度を紹介し、より事業者が積極的にバリアフリーを取り入れられるよう情報を事例集の中で取り上げると良いのではないだろうか。

P5 ソフト面の対応

円滑な施設利用につながる備品や接遇

メニュー表についての例で、点字メニューが紹介されているが、同時に写真など画像を用いたメニューやコミュニケーションボードなど視覚的にわかりやすいものについても、合わせて取り上げるほうが良いと思う。

【別冊 当事者参画によるバリアフリー取組事例集（案）】

P3 目的について

文言の中で、前半の性に関する多様性を「SOGIESC（ソジエスク）」へ発展するという文言が、そのあとの当事者参画にどう反映されているのかわからないようなものになっているように感じる。当事者参画を紹介する文章としては、目的の後半からの文章、国・地域～の文言のみで成り立つように感じる。前半で大きく紹介している割には、そのあとに紹介されている当事者参画の中で参加メンバーとして、SOGIESCの方々が参加していないのはおかしいと感じる。むしろ、SOGIESCについては、P7以降のみんなのトイレについての取り組みなどで紹介するほうがあっているように思われる。

・別冊 みんなが利用しやすいお店づくりに向けて：自治体における補助制度の掲載については、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。

・別冊 みんなが利用しやすいお店づくりに向けて P5：紙面の都合上、ソフト面の対応の例として「点字メニューの常備」を掲載しておりますが、本編 21-11 では「写真付きメニュー」等、より詳細な記載を盛り込んでいます。

・別冊 当事者参画によるバリアフリー取組事例集 P3：万博ユニバーサルデザインガイドラインは、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、大阪・関西万博を訪れるすべての人が、会場内を同一の動線で移動し、不安や不自由なく過ごすことができ、様々な展示やイベントを楽しく鑑賞・観覧し、火災等の災害時には的確な情報を得て安全に避難できる環境整備の実現を目的として策定されており、多様な当事者参画のもとで策定された事例としてバリアフリーガイドラインでもご紹介することとしております。

引き続きバリアフリーガイドラインの普及啓発など、福祉のまちづくりの実現に向けた取組を進めてまいります。